



福岡県医発第 1717 号 (地)
平成 30 年 9 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

市制施行に伴う生活保護法による診療報酬等請求に係る
公費負担者番号の廃止について

平成 30 年 10 月 1 日付けで那珂川町の市制施行により、那珂川市が発足することに伴う公費負担者番号等が設定されたことにつきましては、平成 30 年 6 月 26 日付け福岡県医発第 872 号 (地) にてご連絡申し上げているところです。

今般、上記通知に関連し、生活保護法による診療報酬等請求及び介護扶助の介護報酬請求に係る下記公費負担者番号を廃止する旨、福岡県福祉労働部保護・援護課より通知がありました。

つきましては、本件に関し貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

- ・ 廃止年月日：平成 30 年 10 月 1 日
- ・ 廃止する公費負担者番号：

福祉事務所名	公費負担者番号			
	法別番号	都道府県 番号	実施機関 番号	検証番号
福岡県筑紫保健福祉環境事務所	1 2	4 0	0 6 1	0

以上

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

30 保 援 第 1155 号 - 2

平成 30 年 9 月 5 日

公益社団法人

福岡県医師会会長 殿

福岡県福祉労働部長

(保護・援護課保護医療係)

市制施行に伴う生活保護法による診療報酬等請求に係る
公費負担者番号の廃止について (通知)

生活保護法による医療扶助及び介護扶助の実施につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 10 月 1 日の那珂川町の市制施行に伴い、下記のとおり生活保護法による医療扶助の診療報酬請求及び介護扶助の介護報酬請求に係る公費負担者番号を廃止します。

つきましては、今後の取扱いに御留意いただきますとともに、貴会会員への周知につき御配慮くださいますようお願いいたします。

記

1 廃止年月日 平成 30 年 10 月 1 日

2 廃止する公費負担者番号

福祉事務所名	公費負担者番号			
	法別番号	都道府県番号	実施機関番号	検証番号
福岡県筑紫保健福祉環境事務所	1 2	4 0	0 6 1	0